



令和4年第9回総会

会 議 録

期 日 令和4年9月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和4年第9回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年9月28日（水）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	40	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	41	農地法第5条許可申請について
4	42	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 加治屋昭男  
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 4 年第 9 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。3 番水野委員、4 番篠原委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 40 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 128 号から 143 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇さん外 7 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 15 名です。

解約面積は畑のみ 23 筆で 24,257 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 128 号から 143 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件で、所有権の移転に関する申請が 2 件です。

[整理番号 26 号]

整理番号26号の申請地は中央町〇〇番〇, 畑, 465 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在, 借家住まいのため, 父の土地を譲り受けて, 居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は4・5ページに掲載してあります。

市学校給食センターより北西側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第1種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は465 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり, 分筆し, 申請地を住居として, 整備されるものです。

50 cmの盛土を行い, 農地境界に60cmのブロック積を施します。

建物は, 高さ4.7mの平屋であり, 境界から1.2m以上控えて建築します。

なお, 住宅が隣接している地域であるため, 隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう指導したところです。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

[整理番号27号]

整理番号27号の申請地は栄本町〇〇番, 畑, 475 m<sup>2</sup>外1筆, 合計487 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在, 借家住まいのため, 母の土地を譲り受けて, 居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は7・8ページに掲載してあります。

県道枕崎・知覧線沿いクリーニング店ホームクリーンから南側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は487 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

一般住宅転用にあたり, 現況のまま, 整地のみで, 境界には, 擁壁があり, 西側農地境界に2段のブロック積みをおこないます。

建物は高さ4.3mの平屋であり, 周囲土地から2.2m以上控えて建築します。

なお, 住宅が隣接している地域であるため, 隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう指導したところです。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 26 号について，俵積田広昭委員をお願いします。

8 番（俵積田広昭委員）整理番号 26 号について報告いたします。

9 月 16 日に園田農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の父の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

26 号の申請地は，説明にありましたとおり，中央町に位置する農地で，現在，耕作の農地です。

申請地東側は市道で，北側は宅地，南側，西側は分筆された農地です。

境界にはブロック積みをおこない，周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は，平屋であり，境界から控えて建築し，日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については，東側側溝へ放流します。

生活排水も東側側溝へ排水する計画です。

農地境界にブロック積が施されていない部分があり，十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

なお，分筆して農地として残る部分は，菜園畑として利用するとのことでした。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告をおわります。

議長 整理番号 27 号について，園田委員をお願いします。

9 番（園田委員）9 月 16 日に俵積田広明農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号 27 号について報告いたします。

立会人は〇〇〇〇の〇〇氏です。

27 号の申請地は，栄本町に位置する農地で，現在，保全管理されています。

申請地は東側が集落道に面しており，北側は住宅で，境界には擁壁が施されており，西側は畑，南側は宅地と畑で，擁壁と石積みがされています。

一般住宅の転用にあたり，西側畑との境界にはブロック積み 2 段の施工を行い，畑への土砂雨水の流出を防止し，家庭菜園として利用する計画です。

申請地の雨水については，東側水路へ放流し，汚水処理・生活雑排水は公共下水道で処理する計画です。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員） 27号について、総会資料には、一体利用とありますが、それは借りて使うということですか。

事務局 ここにつきましては、やはり最初申請の時も〇〇番のみとしてありますが、効率的利用もおこないたいとの事であり、〇〇-〇、〇〇-〇も、同時取得ということで届けてあります。

以上です。

7番（眞茅委員） わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号26号と27号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第42号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。ページは9ページから10ページにかけてです。

まず、1の利用権設定関係ですが、大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号115-1号から124-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外25名で設定面積は、畑が37筆で21,853㎡樹園地が15筆で13,019㎡合計52筆で34,872㎡です。

次に11ページの所有権移転関係まで説明します。

整理番号5号、譲渡人は指宿市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は下松町の有限会社前平製茶です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転は4筆で面積は4,118㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号115-1号から124-2号までについては、並びに所有権移転の整理番号5号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第42号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 9 時15分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 水野 正子 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 篠原 正 \_\_\_\_\_